

1 卸電力取引所の令和7年度事業計画及び収支予算の認可について  
2

3 令和7年3月21日

4 電力・ガス取引監視等委員会事務局

5 取引制度企画室  
6

## 7 (趣旨)

8 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」という。）から、経済産業大臣に対して、  
9 令和7年度事業計画及び収支予算の認可申請があり、これについて令和7年3月19日付で、  
10 電気事業法第六十六条の十一第一項第五号に基づき、経済産業大臣から電力・ガス取引監視  
11 等委員会（以下「当委員会」という。）委員長に対して意見の聴取（資料6-1）があった。本  
12 件は、その回答案について、御審議いただくもの。

13  
14 主なポイント15  
16 ○卸電力取引所の事業計画及び収支予算認可申請に係る審査について  
17

18 経済産業大臣は、JEPX を電気事業法上の卸電力取引所として指定しており、同法人は平  
19 成28年4月1日から卸電力取引所として活動を開始している。

20 同法の規定に基づき、卸電力取引所は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画及  
21 び収支予算について経済産業大臣の認可を取得することとされており、認可に際して、経済  
22 産業大臣は、同法の規定に基づき、当委員会に意見聴取を行うこととされている。

23 今般、令和7年2月25日付で、JEPX から経済産業大臣宛に事業計画及び収支予算の認可  
24 申請が行われ、これについて令和7年3月19日付で、経済産業大臣から当委員会に対して意  
25 見聴取（資料6-1）が行われた。

26 卸電力取引所の事業計画及び収支予算については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の  
27 処分に係る審査基準等」第1(67)に照らして適正であることを確認することとなっている中、  
28 審査の結果、当委員会として経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存が無い旨を  
29 経済産業大臣に回答することとしたい。

## 1. 令和7年度事業計画書の概要と審査結果

### (1) 事業計画書の概要

令和7年度事業計画書では、冒頭で「取引開始来約20年をむかえ、本取引所が順調に業務を遂行することが出来た点、いわゆる良い点を整理しつつ、さらに業務を安定して継続遂行することを基本として、将来に向けた改革を実施する」等の旨が記載され、以下の事業計画が策定されている。

#### 【令和7年度事業計画（抜粋・概要）】

##### 1) 基幹インフラに相応しい安定性・信頼性

###### i. 組織・業務の視点

(ア) 2023 年度下期来、外部コンサルタントの支援を受ける形で、効率性を維持しつつも組織・体制を強靱化し、それを継続させるための施策について検討を行ったが、十分な具体的成果を得たとは言い難い。

(イ) 今後、組織・業務の見直しを図るには組織内の十分なコミュニケーションや意識統一は必須事項であるとして、その改善を図り、定期的な進捗レビューを行う中で、組織全体のガバナンス体制の見直しにつなげていく。具体的には、以下を取組課題とする。

- ① 市場設計・運営（商品開発・設計、災害・緊急時対応（BCP）体制）
- ② 情報システム（システム開発・運用・保守、情報セキュリティ、トラブル対応）
- ③ 業務の文書化（内部規定等の明文化、会員への説明）
- ④ 財務・税務・総務（リスク評価）
- ⑤ 組織運営（中長期での安定的な事業運営を見据えた人材育成・人材配置）

###### ii. システムの視点

(ア) 2022 年度より進めてきたシステム内製化について、残るシステム機能の更改作業を進めるとともに、取引会員が更改後の本取引所システムを利用するための環境整備を進める。

- ① 取引システムの全面機能更改
- ② 取引システムにかかる全 API 仕様の公開
- ③ 新しい取引システムを利用した電力取引等のアプリケーションサービスを提供するシステムベンダーの発掘、及び育成策の検討

##### 2) 市場運営の信頼性確保

###### i. ルールの理解促進と公平で公正なルールの実現に向けての検討

(ア) 昨今の誤入札事例等を踏まえた入札参加者への注意喚起なども含め、ルール解説資料の公開やセミナーの実施など、基本的な啓発活動について、外部の機関の助力を得ながら関係者の理解促進に努めていく。

(イ) また、より公平で公正なルールの実現に向け、広く関係者の意見を聞き、相互理解を図りながらルールの見直しを検討していく。

69 (ウ) 他、具体的に以下の事項について検討する。

70 (電力取引)

- 71 ① 公平なルールの観点からの定額制の廃止、および再生可能エネルギー  
72 の取引所利用の増加に伴う時間前取引手数料の低減を志向した取引会  
73 員の費用負担のあり方について、早期の導入を目指した検討を実施す  
74 る。
- 75 ② 先渡取引については、その代替手段として 2024 年度から開始した JJ-  
76 Link の普及促進に努め、廃止の方向に向けた検討を引き続き行ってい  
77 く。
- 78 ③ 間接送電権取引については、2024 年度より国と共催した検討会の検討  
79 内容を受け、本取引所として必要な対応をとる。
- 80 ④ ベースロード市場については、制度の今後の方向性の検討に資するよ  
81 う、取引状況の分析や開示を行いつつ、資源エネルギー庁と連係して  
82 今後の方向性について協議を行う。
- 83 ⑤ 海外の電力取引市場等の調査を行い、前日市場におけるより使いやす  
84 いルールや商品の導入について広く関係者の意見を聞きながら検討す  
85 る。また、時間前オークション市場の導入可能性についても検討を開  
86 始する。
- 87 ⑥ 政府において検討が進められている同時市場の導入に関してどのよう  
88 な関与のあり方が可能かについての検討を開始する。
- 89 ⑦ 時間前市場や発電情報公開システム等に関して、市場参加者やシステ  
90 ム利用者にとっての利便性向上についての検討を開始する。
- 91 ⑧ 不公正取引を防止するため、その抑止力の更なる向上に向けた検討を  
92 開始する。

93 (非化石価値取引)

- 94 ⑨ 非化石価値取引については、2024 年度より全量トラッキングをベース  
95 とした新制度へ移行した。2025 年度は非化石価値取引会員に対して新  
96 制度の理解促進に努め、その定着を図る。

97 ii. 市場監視の充実

98 (ア) 不公正取引の監視の強化、市場取引監視委員会を始めとした適切な監視体  
99 制の整備、不正な価格形成が疑われる事象が発生した際の遅滞ない調査の  
100 実施に、国の監視当局とも連携しつつ、恒常的に取り組む。

101 (イ) 監視レポートの拡充に取り組む。

102 (ウ) 人工知能等の最新技術を利用した市場監視の高度化に取り組む。これとは  
103 別に 2024 年度より外部専門家の支援を受ける形で統計的手法による監視  
104 ツールの強化を実施しており、この手法の監視業務への導入に取り組む。

107 (2) 審査基準に照らした事業計画の審査結果

108 本事業計画には、当該年度の運営方針が記載されており、安定した業務遂行のために、  
109 ①市場設計・運営、情報システム、業務の文書化、財務・税務・総務に係るリスク評価及  
110 び組織運営といった取引所の安定的な運営の基盤となる事項について引き続き検討を行  
111 うとともに、組織全体としてのガバナンスの見直しを行うこと、及び②取引システムの更  
112 改についても進捗状況の明確化及び具体的な作業の実施に取り組むことが明記されてい  
113 る。

114 加えて、市場運営の信頼性確保に向けて、ルール理解促進と公平で公正なルールの実  
115 現、及び市場監視の充実の観点からアプローチすべく、①ルール理解促進に向け周知し  
116 ていくこと等が記載されるとともに、②不公正取引の監視の強化及び市場取引監視委員会  
117 を始めとした適切な監視体制の整備に国の監視当局とも連携しつつ恒常的に取り組む旨  
118 が明記されている。

119 また、改革の遂行に当たっては、引き続き、その検討状況等を関係機関と共有し、理解  
120 促進を図りつつ取り組んでいく旨も明記されている。

121 上記より、認可申請があった本事業計画案は、事業計画に当該年度の運営方針が記載さ  
122 れており、かつ、当該事業計画が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、  
123 市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、審査基準  
124 に照らして適正なものと考えられる。

125 なお、上記の JEPX からの情報共有を踏まえ、当委員会として、認可後の検討・取組状  
126 況のフォローアップを行っていくこととしたい。

127

128 (参考) 審査基準

129 事業計画に当該年度の運営方針が記載されており、かつ、当該事業計画が卸電力取  
130 引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及  
131 ぼすおそれがないと認められること。

132

133 2. 令和7年度収支予算の概要と審査結果

134 (1) 収支予算の概要

135 収入面では、非化石取引における年会費収入増加等により、前年度予算と比較して約1.1  
 136 億円増加している（令和6年度：27.5億円→令和7年度：28.6億円）

137 支出面では、既存システム関連費の減少等により、前年度予算と比較して約1.2億円減  
 138 少している（令和6年度：19.4億円→令和7年度：18.2億円）

139

140

（令和7年度予算案）

単位：百万円

収入		支出	
電力取引	2,493	人件費	253
入会金	1	運営費	166
年会費	150	取引システム関係	900
手数料（スポット）	1,100	研究開発	150
手数料（時間前）	1,100	広告宣伝	20
手数料（その他）	142	体制強化関連	320
非化石取引	363	会計監査	8
入会金	3		
年会費	300		
手数料	60		
計	2,856	計	1,817

141

142

143

（参考：令和6年度予算）

単位：百万円

収入		支出	
電力取引	2,501	人件費	234
入会金	1	運営費	175
年会費	150	取引システム関係	1,000
手数料（スポット）	1,100	研究開発	100
手数料（時間前）	1,100	広告宣伝	20
手数料（その他）	150	体制強化関連	400
非化石取引	247	会計監査	6
入会金	1		
年会費	180		
手数料	66		
計	2,748	計	1,935

144 (2) 審査基準に照らした収支予算の審査結果

145 ①審査基準各項目の確認結果

146 【収支予算の整理方針に係る確認】

147 (審査基準イについて)

148 収支予算書(資料6-4)において、収入と支出の部に整理されており、勘定の整理が  
149 適切であることを確認した。

150 (審査基準ロについて)

151 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益(市場間値差)につい  
152 て、貸借対照表(資料6-5及び資料6-6)において、市場間値差積立金及び未払金とし  
153 て他の収益から実質的に区分されていることを確認した。

154 (審査基準ハについて)

155 事業計画書(資料6-3)及び収支予算書(資料6-4)に基づき、従前から市場開設業  
156 務以外の業務に該当する業務は行われておらず、本年度も新たに実施する予定がない  
157 ことを確認した。

158

159 【市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないことに係る確認】

160 収支予算書(資料6-4)において、収入について過去の実績を踏まえつつ適切に見積  
161 もられていること、及び支出についてシステムの維持・管理・更新に必要な費用や運  
162 営に必要な体制を確保するために必要な人件費及び評価・検証結果に基づく体制強化  
163 費等が事業計画と整合的に見積もられていることをそれぞれ確認するとともに、全体  
164 の収支として利益剰余金約10.4億円を確保できる見通しであることを確認した。

165

166 ②収支予算の審査結果

167 審査基準各項目の確認結果のとおり、本収支予算は、審査基準で定められた方針に基  
168 づき整理がなされており、かつ、収支予算が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の  
169 形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすことおそれがないと認められる  
170 ことから、審査基準に照らして適正なものと考えられる。

171

172 (参考) 審査基準

173 収支予算が少なくとも次の方針に基づき整理されており、かつ、収支予算が卸電力  
174 取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を  
175 及ぼすことおそれがないと認められること。

176 イ 収入と支出の部に整理する等、勘定の適切な整理をすること。

177 ロ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益について、他の収益  
178 から実質的に区別されていること。

179 ハ 市場開設業務以外の業務を営む場合には、市場開設業務に係る収支とそれ以外の  
180 業務に係る収支を区分して整理していること。

181

182 3. 認可申請に係る意見

183 上記1.及び2.の審査結果を踏まえ、資料6-8のとおり、当委員会として経済産業大臣が  
184 本申請に係る認可をすることに異存がない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

185

186 [参考] 関連条文

187 ○電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）（抜粋）

188 （事業計画等）

189 第九十九条の七 卸電力取引所は、毎事業年度開始前に（第九十七条第一項の指定を受けた  
190 日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計  
191 画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよ  
192 うとするときも、同様とする。

193 2 卸電力取引所は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決  
194 算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

195

196 （委員会の意見の聴取）

197 第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴  
198 かななければならない。

199 五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十  
200 二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二  
201 十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項  
202 ただし書、第二十二条の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する  
203 場合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第  
204 二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十二、第二十八  
205 条の五十五第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可  
206 をしようとするとき。

207

208 ○電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）（抜粋）

209 （事業計画等の認可の申請）

210 第百三十二条の九 卸電力取引所は、法第九十九条の七第一項前段の規定により事業計画及  
211 び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第八十三の八の卸電力取引所事業計画及  
212 び収支予算認可申請書に次に掲げる書類を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに  
213 （法第九十七条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指  
214 定を受けた後遅滞なく）、これを提出しなければならない。

215 一 事業計画書

216 二 収支予算書

217 三 前事業年度末の予定貸借対照表

218 四 当該事業年度末の予定貸借対照表

219 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

220 2 卸電力取引所は、法第九十九条の七第一項後段の規定により事業計画及び収支予算の変  
221 更の認可を受けようとするときは、様式第八十三の九の卸電力取引所事業計画（収支予算）  
222 変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて提出しなければならない。この  
223 場合において、収支予算の変更が前項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、

224 当該変更後の書類を添付しなければならない。

225

226 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）  
227 （抜粋）

228 第1 審査基準

229 （67）第99条の7第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可

230 第99条の7第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可

231 に係る審査基準については、次に掲げる事項が、卸電力取引所事業計画及び予算収

232 支認可申請書並びに添付資料に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適

233 合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

234 ① 事業計画に当該年度の運営方針が記載されており、かつ、当該事業計画が卸電力  
235 取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支  
236 障を及ぼすおそれがないと認められること。

237 ② 収支予算が少なくとも次の方針に基づき整理されており、かつ、収支予算が卸電  
238 力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に  
239 支障を及ぼすことおそれがないと認められること。

240 イ 収入と支出の部に整理する等、勘定の適切な整理をすること。

241 ロ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益について、他の収  
242 益から実質的に区別されていること。

243 ハ 市場開設業務以外の業務を営む場合には、市場開設業務に係る収支とそれ以外  
244 の業務に係る収支を区分して整理していること。

245

246

以上

# 経済産業省

20250225資第13号  
令和7年3月19日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定により、別添の申請に係る同法第99条の7第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について、貴委員会の意見を求めます。

卸電力取引所事業計画及び収支予算認可申請書

令和 7 年 2 月 25 日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

申請者の住所	東京都港区芝浦一丁目7番14号
申請者の名称	一般社団法人日本卸電力取引所
代表者の氏名	理事長 金本 良

電気事業法第 99 条の 7 第 1 項前段の規定により別紙のとおり事業計画及び収支予算の認可を受けたいので申請します。

## 日本卸電力取引所 事業計画書（2025年度）

本取引所は、2004年8月に私設民間の法人として組織化を行い、2005年4月の取引を開始した。その後、2016年4月には電気事業法上の卸電力取引所の指定を得て、約20年間にわたり大きな不具合もなく、電力取引を実施してきた。取引開始来約20年をむかえ、本取引所が順調に業務を遂行することが出来た点、いわゆる良い点を整理しつつ、さらに業務を安定して継続遂行することを基本として、将来に向けた改革を実施する。

2025年度は前年度計画しながら当初期待の通りの成果に至らなかった、システム開発、市場設計・運営、財務リスク評価、業務の文書化、人材育成等を中心に改革、進化を遂行していく。前年度に十分な成果を上げられなかった事由を分析し、その解決を図りながら、取引開始以来20年の経験を活かして自主的かつ積極的に改革を実施し、進化を目指す。

なお、改革の遂行にあたっては、昨年度に引き続きその検討状況等を関係機関と共有し理解促進を図りつつ取り組んでいく。

### 基幹インフラに相応しい安定性・信頼性

基幹インフラに相応しい安定性・信頼性の確保のためには、経年劣化しない強靱な組織体制の構築が必要である。また、本取引所業務のほとんどはコンピュータシステムによって実現していることから、コンピュータシステムを確固たるものとして構築、運用していく必要がある。安定した業務遂行のために、組織・業務からの視点およびシステムからの視点でアプローチする。

#### 組織・業務の視点

2023年度下期来、外部コンサルタントの支援を受ける形で、効率性を維持しつつも組織・体制を強靱化し、それを継続させるための施策について検討を行ったが、現時点では個別に進展したのもあるものの、十分な具体的成果を得たとは言い難い。

今後、組織・業務の見直しを図るには組織内の十分なコミュニケーションや意識統一は必須事項である。具体的な課題に取り組む際に目的意識の共有や組織内コミュニケーションの改善を図り、定期的な進捗レビューを行う中で、組織全体のガバナンス体制の見直しにつなげていく。

（取組課題）

- 市場設計・運営（商品開発・設計、災害・緊急時対応（BCP）体制）
- 情報システム（システム開発・運用・保守、情報セキュリティ、トラブル対応）
- 業務の文書化（内部規定等の明文化、会員への説明）
- 財務・税務・総務（リスク評価）
- 組織運営（中長期での安定的な事業運営を見据えた人材育成・人材配置）

#### システムの視点

本取引所の取引システムは取引開始来約20年間に亘り、外部システム事業者に開発から運

用・保守までを委託してきた。本取引所の主幹はこの取引システムであり、これを内製化し、他力に頼らず、自力で強固に運用していくことが必要であるとの認識のもとで、2022年度より進めてきたシステム内製化は、昨年度にシステム基幹となるアーキテクチャ、および外部との通信方式の整備が完了し、アプリケーションについては非化石価値取引システムの運用開始とスポット取引における約定計算エンジンの切り替えを行う等、一定の成果を得た。

2025年度は残るシステム機能の更改作業を進めるとともに、取引会員が更改後の本取引所システムを利用するための環境整備を進める。

- 取引システムの全面機能更改
- 取引システムにかかる全API仕様の公開
- 新しい取引システムを利用した電力取引等のアプリケーションサービスを提供するシステムベンダーの発掘、及び育成策の検討

## 市場運営の信頼性確保

市場運営の信頼性確保のためには、市場参加者が取引ルールをきちんと理解していることがなにより大切である。また、取引を行うものが安心して取引を行うには、取引の場がルールに則り、公正に運営されていなければならない。市場運営の信頼性確保のために、市場ルールの理解促進に努めるとともに、より公平で公正なルールの実現に向けての検討を行う。

### ルールの理解促進と公平で公正なルールの実現に向けての検討

本取引所においては、さまざまな市場（スポット市場、時間前市場、先渡市場、間接送電権市場、ベースロード市場、非化石価値取引市場）の運用を行っている。

一方、現時点ではルールの周知による理解促進が足りていない状況である。昨今の誤入札事例等を踏まえた入札参加者への注意喚起なども含め、ルール解説資料の公開やセミナーの実施など、基本的な啓発活動について、外部の機関の助力を得ながら関係者の理解促進に努めていく。

また、より公平で公正なルールの実現に向け、広く関係者の意見を聞き、相互理解を図りながらルールの見直しを検討していく。

上記取組の他、以下の事項について検討する。

（電力取引）

- 公平なルールの観点からの定額制の廃止、および再生可能エネルギーの取引所利用の増加に伴う時間前取引手数料の低減を志向した取引会員の費用負担のあり方について、早期の導入を目指した検討を実施する。
- 先渡取引については、その代替手段として2024年度から開始したJJ-Linkの普及促進に努め、廃止の方向に向けた検討を引き続き行っていく。
- 間接送電権取引については、2024年度より国と共催した検討会の検討内容を受け、本取引所として必要な対応をとる。
- ベースロード市場については、制度の今後の方向性の検討に資するよう、取引状況の分

析や開示を行いつつ、資源エネルギー庁と連係して今後の方向性について協議を行う。

- 海外の電力取引市場等の調査を行い、前日市場におけるより使いやすいルールや商品の導入について広く関係者の意見を聞きながら検討する。また、時間前オークション市場の導入可能性についても検討を開始する。
- 政府において検討が進められている同時市場の導入に関してどのような関与のあり方が可能かについての検討を開始する。
- 時間前市場や発電情報公開システム等に関して、市場参加者やシステム利用者にとっての利便性向上についての検討を開始する。
- 不公正取引を防止するため、その抑止力の更なる向上に向けた検討を開始する。

(非化石価値取引)

- 非化石価値取引については、2024年度より全量トラッキングをベースとした新制度へ移行した。2025年度は非化石価値取引会員に対して新制度の理解促進に努め、その定着を図る。

## 市場監視の充実

不公正取引の監視の強化、市場取引監視委員会を始めとした適切な監視体制の整備、不正な価格形成が疑われる事象が発生した際の遅滞ない調査の実施に、国の監視当局とも連携しつつ、恒常的に取り組む。

監視という性質上、監視業務の実態については、すべてを周知するのは適当ではない。しかしながら、情報の提供がないことで市場監視業務が適切に行われているかどうか疑念を抱かせることになれば問題であると認識している。これまでも市場監視レポートの公開等により、監視業務の紹介を行っているが、これらを拡充していくことは急務であると認識している。

この監視レポートの拡充について、2024年度は見るべき進展がなかったため、2025年度に改めてこの施策に取り組む。

また、2024年度、市場監視の高度化として、人工知能等の最新技術を利用した市場監視の高度化を計画したが、これも進展がなかったため2025年度に改めてこの施策に取り組む。これとは別に2024年度より外部専門家の支援を受ける形で統計的手法による監視ツールの強化を実施している。2025年度はこの手法の監視業務への導入に取り組む。

## 収支予算書（2025 年度）案

				単位：千円	
支出			収入		
人件費			電力取引		
	役員	63,000		入会金	1,000
	職員	186,000		年会費	150,000
	委員報酬	4,000		手数料（スポット）	1,100,000
運営費				手数料（時間前）	1,100,000
	事務局運営関連	34,000		手数料（他）	142,000
	運営サポート委託	109,000	非化石取引		
	決済手数料	23,000		入会金	3,000
取引システム関係				年会費	300,000
	既存システム関連	700,000		手数料	60,000
	システム更改関連	200,000			
研究開発		150,000			
広告宣伝		20,000			
体制強化関連		320,000			
会計監査		8,000			
		1,817,000			2,856,000

## 予算説明

### 1. 収支バランスについて

2025年度は、収入 2,856 百万円に対し支出 1,817 百万円で、事業利益は 1,039 百万円となる。

### 2. 収入について

(電力取引会員の入会金・年会費)

- 電気の取引会員については、新規加入は前年度よりも減少するものの、全体としては 2024 年度実績から大きな変化がない予算とした。

(電力取引の手数料)

- 過去 3 か年の実績平均を基礎にしつつも前年度実績をやや低下する予算とした。

(非化石価値取引会員の入会金・年会費および手数料)

- 非化石の取引会員については、新規加入は前年度よりは減少するものの、全体としては 2024 年度実績から大きな変化がない予算とした。具体的には会員数は 500 社程度（現状 520 社）、取引量は、FIT 分は 2024 年度実績並みの 500 億 kWh と予測して 50 百万円、非 FIT 分については、場外取引とのバランスで低下傾向であることから 50 億 kWh と予測して 10 百万円とした。

### 3. 支出について

(人件費)

- 役員については 2024 年度社員総会の報酬総額と同額とした。
- 職員については 2024 年度実績を基礎に、昨今の地合に対応できるように、その 10% を用意しておく。また新規雇用予算として 20 百万円を計上した。
- 委員報酬については、市場取引監視委員会および運営委員会の委員数に報酬額を乗じた額とした。

(運営費)

- 事務局運営関連としては、事務所賃借や通信交通、消耗品等の基本的な事務局運営にかかる費用について、前年度実績を基礎にしつつ社会情勢等を踏まえ、10% 程度の余裕を持った額とした。
- 運営サポート委託としては、税務、法務、社会保険事務等の一般事務委託費用に加えて、コールセンター委託と非化石価値取引における優先割当事務委託にかかる費用について、100 百万円を予算化している。

- 決済手数料としては、本取引所の銀行の振込手数料について、前年度実績を基礎にした予算とした。

#### (取引システム関係)

- 既存システム関連としては、現行システム保守運用契約等（現行システム運用保守委託費用、データセンター利用料、通信回線利用料、公開サーバ利用料）に減価償却費（現行システムおよび新システム稼働分）を加算したものとした。
- システム更改関連としては、2025 年度に実施する取引システム更改に関連した新規開発を想定し、そのための予備的費用を計上する。

#### (研究開発)

- 研究開発としては、新聞図書および情報を得る会員組織への会費等、海外調査にかかる費用、さらに、昨年度に着手できなかった監視業務への人工知能の適用についての調査費として計 150 百万円を計上している。

#### (広告宣伝)

- 取引セミナー等本取引所活動の周知活動に 20 百万円を計上した。

#### (体制強化関連)

- 本取引所の組織・体制の強靱化等の事業活動に対して、管理および検証項目に対する委託費用を予算化した。

#### (会計監査)

- 2025 年 3 月期の契約金額を基礎とした予算とした。

## 当年度予想BS（2025年3月31日時点 2024年度実績見通しにより作成）

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
<b>【流動資産】</b>	161,058,447	<b>【流動負債】</b>	50,150,000
現金及び預金	156,857,856	未払金	50,000,000
現金及び預金	146,080,106	前受金	150,000
市場間値差収益口	10,777,750		
営業未収入金	1,500,000	<b>【固定負債】</b>	95,419,938
前払費用	700	信認金	326,000
<b>【固定資産】</b>	2,699,891	預託金	95,000,000
		退職給付引当金	87,750
<b>【有形固定資産】</b>	116,017	役員退職慰労引当金	6,188
建物附属設備	2,230		
工具器具備品	113,787	<b>負債合計</b>	<b>145,569,938</b>
<b>【無形固定資産】</b>	418,250	(純資産の部)	
ソフトウェア	418,250	<b>【基金】</b>	1,006,000
		基金	63,000
		代替基金	943,000
<b>【投資その他の資産】</b>	2,165,624	<b>【利益剰余金】</b>	17,182,400
差入保証金	17,897	その他利益剰余金	17,182,400
繰延税金資産	2,147,727	損失てん補準備金	4,650
		繰越利益剰余金	6,400,000
		市場間値差積立金	10,777,750
		<b>純資産合計</b>	<b>18,188,400</b>
<b>資産合計</b>	<b>163,758,338</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>163,758,338</b>

## 次年度予想BS（2026年3月31日時点 2025年度収支予算により作成）

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
<b>【流動資産】</b>	161,920,927	<b>【流動負債】</b>	50,150,000
現金及び預金	157,967,816	未払金	50,000,000
現金及び預金	157,967,816	前受金	150,000
市場間値差収益口	0		
営業未収入金	1,500,000	<b>【固定負債】</b>	95,434,938
前払費用	700	信認金	326,000
<b>【固定資産】</b>	2,452,411	預託金	95,000,000
<b>【有形固定資産】</b>	49,090	退職給付引当金	97,750
建物附属設備	1,970	役員退職慰労引当金	11,188
工具器具備品	47,120	<b>負債合計</b>	<b>145,584,938</b>
<b>【無形固定資産】</b>	237,697	(純資産の部)	
ソフトウェア	237,697	<b>【基金】</b>	1,006,000
		基金	63,000
		代替基金	943,000
<b>【投資その他の資産】</b>	2,165,624	<b>【利益剰余金】</b>	17,782,400
差入保証金	17,897	その他利益剰余金	17,782,400
繰延税金資産	2,147,727	損失てん補準備金	4,650
		繰越利益剰余金	17,777,750
		市場間値差積立金	0
		<b>純資産合計</b>	<b>18,788,400</b>
<b>資産合計</b>	<b>164,373,338</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>164,373,338</b>

## 2024年度予算と実績見通し

単位：千円

支出				収入			
科目	2024 予算	2024 実績見通し	2025 予算	科目	2024 予算	2024 実績見通し	2025 予算
人件費				電力取引			
役員	63,000	40,841	63,000	入会金	1,000	3,100	1,000
職員	167,000	142,278	186,000	年会費	150,000	157,270	150,000
委員報酬	4,000	3,155	4,000	手数料（スポット）	1,100,000	1,321,700	1,100,000
運営費				手数料（時間前）	1,100,000	1,502,782	1,100,000
事務局運営関連	33,000	28,080	34,000	手数料（他）	150,000	159,617	142,000
運営サポート委託	122,000	56,795	109,000	非化石取引			
決済手数料	20,000	21,516	23,000	入会金	1,000	9,600	3,000
取引システム関係				年会費	180,000	309,000	300,000
既存システム関連	900,000	909,601	700,000	手数料	66,000	131,723	60,000
システム更改関連	100,000	81,285	200,000				
研究開発	100,000	1,116	150,000				
広告宣伝	20,000	2,347	20,000				
体制強化関連	400,000	200,228	320,000				
会計監査	6,000	6,704	8,000				
	1,935,000	1,493,946	1,817,000		2,748,000	3,594,792	2,856,000

( 案 )

経 済 産 業 省

電 委 第 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について (回答)

令和7年3月19日付け20250225資第13号により貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可については、認可することに異存はありません。